

地方公共団体が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の選挙に電磁的記録式投票機を用いて投票を行うことができるよう、公職選挙法の特例法が制定されました。(平成14年2月1日から施行)

平成15年9月に六戸町で条例が制定されました。

特例法の対象となる選挙は、地方公共団体の議会の議員と長の選挙です。

ただし、都道府県の選挙については、電磁的記録式投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域内の投票区に限ります。

特例法の対象となる投票は、投票当日の投票所における通常の投票と期日前投票(平成15年12月1日から施行)です。

点字投票、不在者投票、郵便投票及び仮投票は、対象となりません。

(期日前投票制度については[こちら](#)をごらんください。)

電磁的記録式投票機とは、選挙人が操作することにより、候補者のいずれを選択したかを電磁的記録として、電磁的記録媒体に記録することができる機械です。

電磁的記録式投票機は、法律で定める条件を備えていなければなりません。具体的にどのような機種を採用するかは、電磁的記録式投票を行う市町村の選挙管理委員会が決定することになっています。

電磁的記録式投票制度における投票及び開票の手順は、次のとおりです。

- (1) 指定された投票所での選挙人名簿との対照
- (2) **電磁的記録式投票機を用いて投票**(注)
- (3) 投票終了後、電磁的記録式投票機から投票を記録した電磁的記録媒体を取り出し、開票所へ送致
- (4) 開票所において、電子計算機を用いて候補者ごとの得票数を集計
- (5) 不在者投票などの紙による投票の結果と合わせて、選挙結果を選挙長へ報告
- (6) 電磁的記録媒体は、他の関係書類とともに任期中市町村の選挙管理委員会にて保存

(注) 電磁的記録式投票制度には、代理投票制度のほか、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人のために**操作補助制度**が創設されています。

六戸町では、平成16年1月18日執行の六戸町長選挙から電子投票が実施されます。